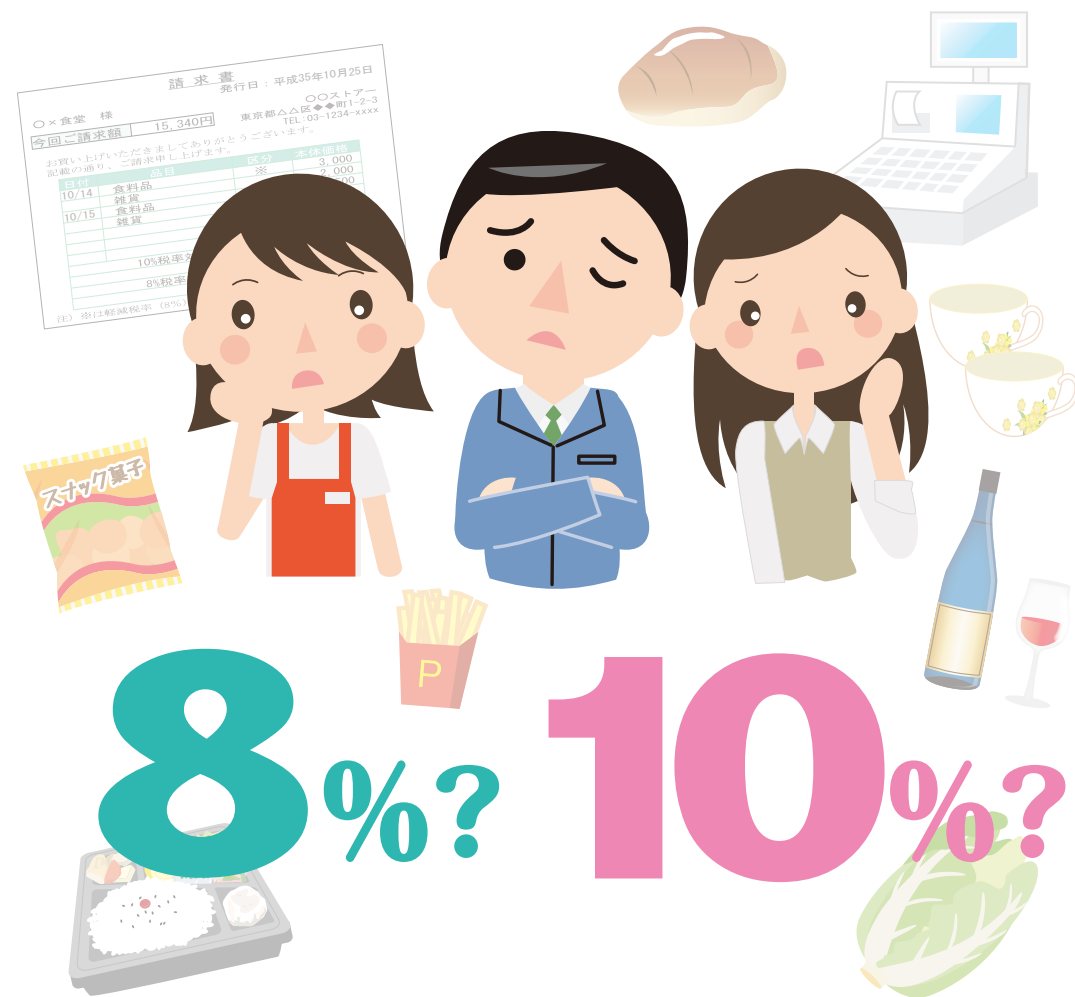


中小企業のための 消費税軽減税率対策


中小企業のための
消費税軽減税率対策



はじめに

平成31年10月から実施される消費税軽減税率制度は 全ての事業者に影響があります

● 消費税10%への引上げと軽減税率制度の実施に向け 計画的な準備を!

平成28年11月18日に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案」が国会で可決・成立されました。これにより、平成29年4月に予定されていた消費税10%への引上げ、その一部を8%に据え置く消費税軽減税率制度(以下、軽減税率制度)の実施は、平成31年10月に延長されることになりました。

消費税の引上げによる消費マインドの冷え込みや競合他社との価格競争の激化だけでなく、軽減税率制度の実施により経理処理等の事務作業の増加という、事業者にとって新たな負担が発生することが予想されます。そのため、今から計画的に対応策の準備を進めることが必要です。

本冊子は、軽減税率制度の概要をはじめ、同制度実施により変更となる事務の確認事項、国の支援策、価格転嫁対策、資金繰りについて、ポイントを絞り、わかりやすく解説しています。

中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては、是非、本冊子をご活用いただき、消費税引上げ、軽減税率対策を通して経営力の強化に繋がっていただければ幸いです。

● 消費税軽減税率対策のご相談は最寄りの商工会議所へ!

実施が延長されたとはいえ、軽減税率制度は、全ての事業者に影響を及ぼします。そのため、早めの対策がポイントとなります。全国の商工会議所では、「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」を設置して、軽減税率制度に対する国の施策をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応しています。

＜最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます＞

商工会議所

検索

<http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

改訂版

中小企業のための 消費税軽減税率対策

目次

- 平成31年10月から実施される軽減税率制度・
税率10%への引上げに向けて計画的に準備を進めましょう
軽減税率制度実施・税率10%への引上げに向けた5つのSTEP …… P1
必要な対策をフローチャートで確認 …… P2
- 自社の商品が軽減税率の対象となるか確認しましょう
軽減税率の対象品目、外食の定義など …… P3
- 軽減税率制度実施により変更となる事務を確認しましょう
軽減税率制度実施により変更となる事務処理など …… P5
軽減税率制度実施に伴う請求書の様式変更など …… P7
- 軽減税率制度実施に向けた国の支援策を確認しましょう
レジ導入・受発注システム改修等に係る補助金など …… P9
税務申告に関する特例措置など …… P11
- 消費税引上げに伴う価格転嫁対策を確認しましょう
価格転嫁をサポートする4つの特別措置 …… P13
消費税引上げで禁止される転嫁拒否、広告 …… P14
消費税に関する価格表示について …… P15
- 消費税引上げに伴う資金繰りに注意しましょう
消費税引上げで注意したい資金繰り …… P17
- 消費税軽減税率対策チェックリスト …… P19
- お問い合わせ先一覧 …… P23

平成31年10月から実施される軽減税率制度・税率10%への引上げに向けて計画的に準備を進めましょう

平成31年10月からの消費税率10%への引上げにあわせ、「酒類・外食を除く飲食料品」「週2回以上発行で定期購読される新聞」の税率を8%に据え置く「軽減税率制度」が創設されます。

軽減税率制度実施・税率10%への引上げに向けた5つのSTEP

軽減税率制度実施・税率10%への引上げによる自社の経営への影響を確認し、早めに準備にとりかかりましょう。

Step 1 自社の商品が軽減税率の対象となるか確認しましょう

軽減税率の対象品目、外食の定義など・・・P3

Step 2 軽減税率制度実施により変更となる事務を確認しましょう

軽減税率制度実施により変更となる事務など・・・P5
軽減税率制度実施に伴う請求書の様式変更など・・・P7

Step 3 軽減税率制度実施に向けた国の支援策を確認しましょう

レジ導入・受発注システム改修のための補助金など・・・P9
税務申告に関する特例措置など・・・P11

Step 4 消費税率引上げに伴う価格転嫁対策を確認しましょう

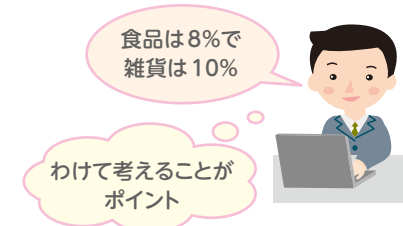
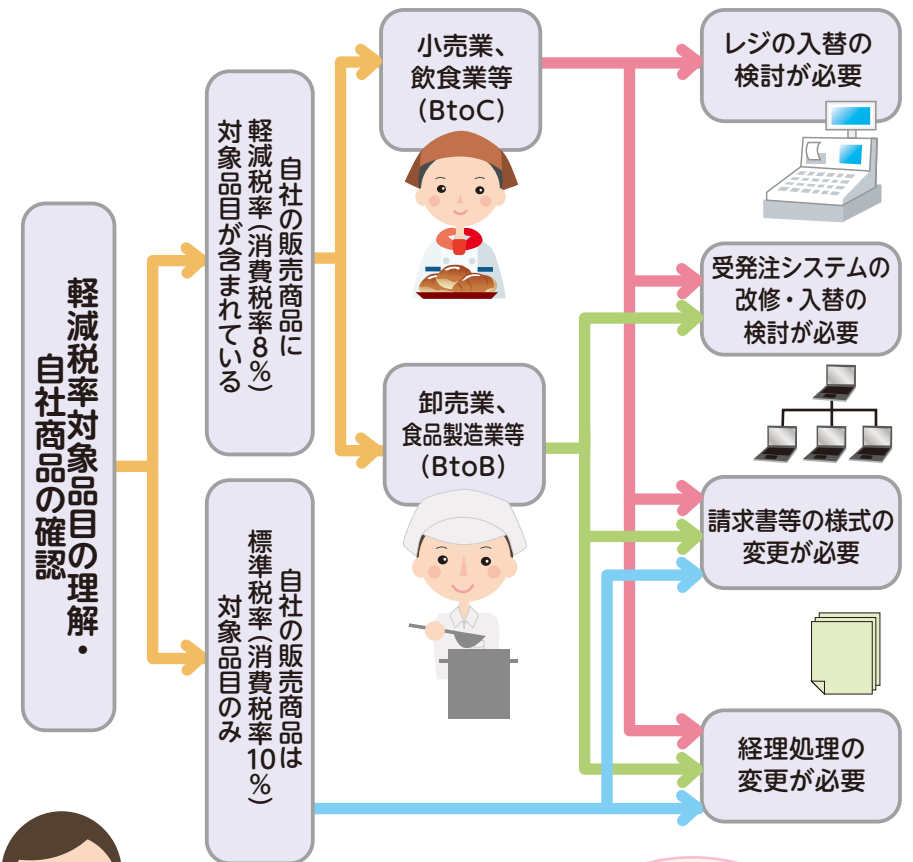
価格転嫁をサポートする4つの特別措置・・・P13
消費税率引上げで禁止される転嫁拒否、広告・・・P14
消費税に関する価格表示について・・・P15

Step 5 消費税率引上げに伴う資金繰りに注意しましょう

消費税率引上げで注意したい資金繰り・・・P17

必要な対策をフローチャートで確認

軽減税率制度は全ての事業者の経営に影響があります。必要な対策をフローチャートで確認しましょう。

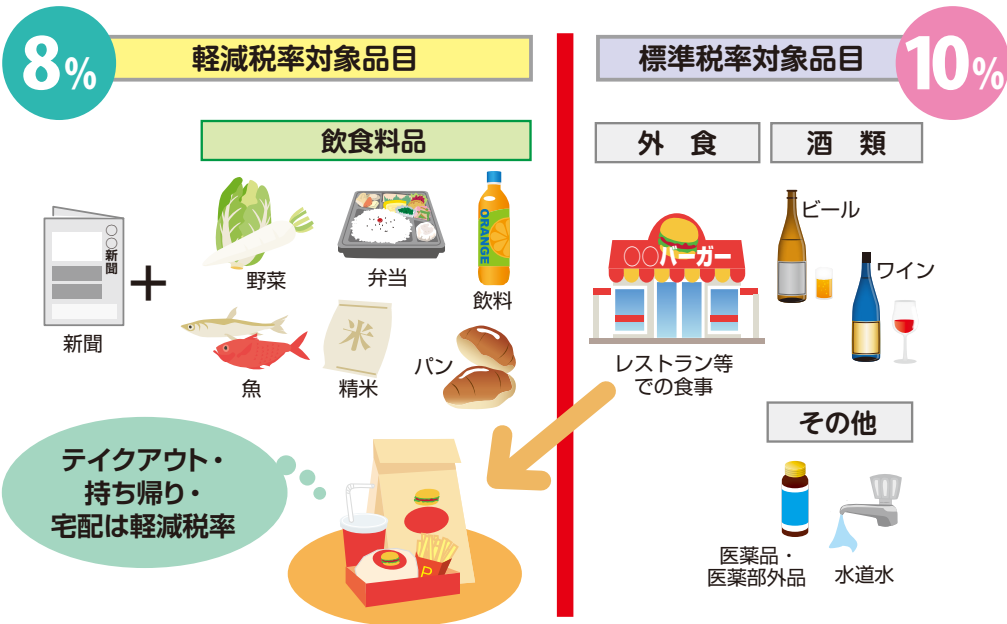


Step 1

自社の商品が軽減税率の対象となるか確認 しましょう

軽減税率の対象品目

軽減税率の対象となる品目は、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。



取り扱い品目の確認が必要 ～税率の紛らわしいグレーゾーンに注意～

軽減税率対象品目と標準税率対象品目の両方を販売している事業者は、販売の際に税率の確認などが必要になります。詳細は、国が発表するQ&Aやガイドライン等で確認しましょう。

●「飲食料品」の定義

軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。

⇒ただし、「飲食料品」であっても、酒類と外食等(P4)は対象になりません。また、医薬品・医薬部外品、水道水などは食品表示法に規定する「食品」にあらず、標準税率の対象となります。

●「セット商品」は軽減税率となる場合があります

「おもちゃ付きお菓子」のように、軽減税率の対象となる飲食料品(お菓子)と標準税率の対象となる商品(おもちゃ)を組み合わせ販売する場合、一定の要件(*)を満たせば軽減税率の対象となります。

*セット商品の価額が少額(1万円以下)のもので、軽減税率の対象となる飲食料品が主たる要素を占める(2/3以上)場合

●軽減税率の対象とならない「外食」の定義

軽減税率の対象品目に、「外食」は含まれておりません。

以下2点を満たすものが外食となります。

- ①テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において、
- ②飲食料品を飲食させるサービス

8% 軽減税率(外食にあたらない)

- ・テイクアウト、出前、宅配、お土産
- ・屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

店側の提供意図によって持ち帰り店内飲食を区別します。

(例)客の求めに応じて店がテイクアウト用に提供したものを店内で飲食した場合にも軽減税率の対象にあたりません。

10% 標準税率(外食)

- ・店内飲食
- ・フードコートでの飲食
- ・ケータリング・出張料理等

相手方の注文に応じて、指定された場所で調理等を行うこと(「ケータリング・出張料理等」)も外食にあたりません。

軽減税率の対象品目・税額の計算方法などの相談窓口

軽減税率の対象品目や税額の計算方法に関しては、お近くの税務署へお問い合わせください。

<国税庁ホームページ> <http://www.nta.go.jp/>
お近くの税務署の連絡先をご確認いただけます。

<国税庁ホームページ 消費税の軽減税率制度について>
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/>

Step 2 ① 軽減税率制度実施により変更となる事務を確認しましょう

軽減税率制度実施によって、事務の変更が必要になる可能性があります。自社の中でどの事務を変更する必要があるのか確認し、対策を検討しましょう。特に、軽減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者は、レジの入替や受発注システムの改修が必要になる可能性があるため、早めの対策が重要です。

【仕入・支払の際の確認事項の例】

軽減税率制度実施後は、仕入・支払の際に複数の税率が混在する可能性があります。

【お弁当屋さんの例】 販売の際の消費税率は8%だが、仕入にかかる消費税率は、8%と10%が混在。



肉 : 8%
野菜 : 8%
コメ : 8%
容器 : 10%
水道代・光熱費 : 10%



仕入・支払

- 支払先ごとに納品書と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りが無いか確認
- 税率がわからない場合は、仕入先に確認し、自社で税率を請求書等に記載

※企業が会議用に購入するお弁当やお茶、取引先への贈答用菓子、新聞の定期購読にかかる消費税率は8%です。



【販売の際の確認事項の例】

軽減税率制度実施後は、販売の際に複数の税率が混在する可能性があります。

【お弁当屋さんの例】 お弁当の消費税率は8%だが、お酒の消費税率は10%となり、8%と10%が混在。



お弁当 : 8%



お酒 : 10%



販売

- 軽減税率に対応したレジの導入
- レジに商品ごとの価格、税率を登録
- 値札・棚札・領収書に適用税率を記載
- 請求書や領収書には軽減税率対象品目である旨と税率ごとの合計額を記載
- 返品の場合、税率を確認して返金する



【記帳・教育】

軽減税率制度実施によって、記帳方法の変更や従業員への教育などが 必要になります。

記帳

- 軽減税率に対応した会計システムの導入
(売上・仕入を税率ごとに区分し、税額を計算)

教育

- 税率の問合せへの対応のための従業員教育
- 正しい記帳や経理処理のための従業員教育
- クレーム対応や返品処理を正しく行うための従業員教育

軽減税率に対応するため、レジの入替や受発注システムの改修が必要な場合、導入・改修費用に関する国の補助金を受けられます。詳細は9ページをご覧ください。

軽減税率制度実施に伴う請求書の様式の変更

2つの税率を把握するために、請求書の様式の変更が必要になります。平成31年10月1日から平成35年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」、平成35年10月1日からは「適格請求書等(インボイス)保存方式」が実施されます。

1 現行の請求書

～平成31年9月30日



請求書		
発行日：平成28年4月25日		
○×食堂 様		
〇〇ストアー		
今回ご請求額	15,228円	東京都△△区◆◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。		
日付	品目	税込価格
4/14	食料品	3,240
	雑貨	2,160
4/15	食料品	5,940
	雑貨	3,888
合計		15,228

2 区分記載請求書

平成31年10月1日
～平成35年9月30日



請求書の様式を変更しなければいけない

※標準税率対象品目のみを販売している場合は、現在と同様の書式で対応することも可能です。

請求書			
発行日：平成31年10月25日			
○×食堂 様			
〇〇ストアー			
今回ご請求額	15,340円	東京都△△区◆◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx	
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。			
日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨		2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨		3,960
10%税率対象合計			6,160
8%税率対象合計			9,180
合計			15,340

注) ※は軽減税率(8%)適用商品

①軽減税率の対象品目である旨

②税率ごとに合計した対価の額

3 適格請求書(インボイス)

平成35年10月1日～



消費税の課税事業者は全員インボイスに対応しなければいけない

請求書			
発行日：平成35年10月25日			
○×食堂 様			
〇〇ストアー			
今回ご請求額	15,340円	東京都△△区◆◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx	
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。			
日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨		2,000
10/15	食料品	※	5,500
	雑貨		3,600
合計			14,100
消費税			1,240
10%税率対象合計			5,600
消費税			560
8%税率対象合計			8,500
消費税			680
合計			15,340

注) ※は軽減税率(8%)適用商品

④税率ごとの消費税額

③事業者番号

3つの請求書の記載事項の違い

「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載項目に加え、①軽減税率対象品目である旨、②税率ごとに合計した対価の額、「適格請求書等(インボイス)保存方式」では、さらに③事業者番号、④税率ごとの消費税額を記載する必要があります。

請求書の様式		記載項目	
3 適格請求書(インボイス)	2 区分記載請求書	1 現行の請求書	発行者の氏名または名称
			取引年月日
			取引内容
			取引金額
			交付を受ける者の氏名または名称
			①軽減税率の対象品目である旨
		②税率ごとに合計した対価の額	
		③事業者番号	
		④税率ごとの消費税額	

「適格請求書(インボイス)」実施後の免税事業者からの仕入について

平成35年10月1日以降、原則、課税事業者の仕入税額控除には、「適格請求書(インボイス)」が必要となります。インボイスは課税事業者のみが発行できるため、インボイスが発行できない免税事業者は、課税事業者から取引を避けられ、将来的に課税選択を迫られる可能性があります。なお、インボイス実施後、免税事業者からの仕入の一定割合を税額控除できる経過措置があります。

レジ導入・受発注システム改修等のための補助金

中小企業・小規模事業者等が、軽減税率制度実施に対応するためにレジの導入や受発注システムの改修・入替を行う場合、国の補助金制度をご利用いただけます。補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にご確認ください。

【軽減税率制度に対応したレジ導入補助金】(A型)

概要：軽減税率制度に対応するため、レジの新規導入や既存レジの改修を行う中小企業者等を支援

補助対象：軽減税率に対応したレジ(タブレット等を利用したレジ、付属機器も含む)
※具体的な対象機種等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表

補助率：2/3(3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は3/4、タブレット等は1/2)

補助上限額：レジ1台あたり20万円(商品マスタの設定が必要な場合は40万円)
1事業者あたり200万円

申請方法：
・レジ等導入後の申請(事後申請)となります。一部販売店等による代理申請も可能です。
・締切等の詳細については、10ページ下「軽減税率対策補助金に関する問合せ」に記載しているホームページをご覧ください。



【軽減税率制度に対応した受発注システム改修等補助金】(B型)

概要：軽減税率制度に対応するため、受発注システムの改修・入替を行う中小企業者等を支援

補助対象：軽減税率制度対応するために必要となる電子的受発注システムの改修・入替

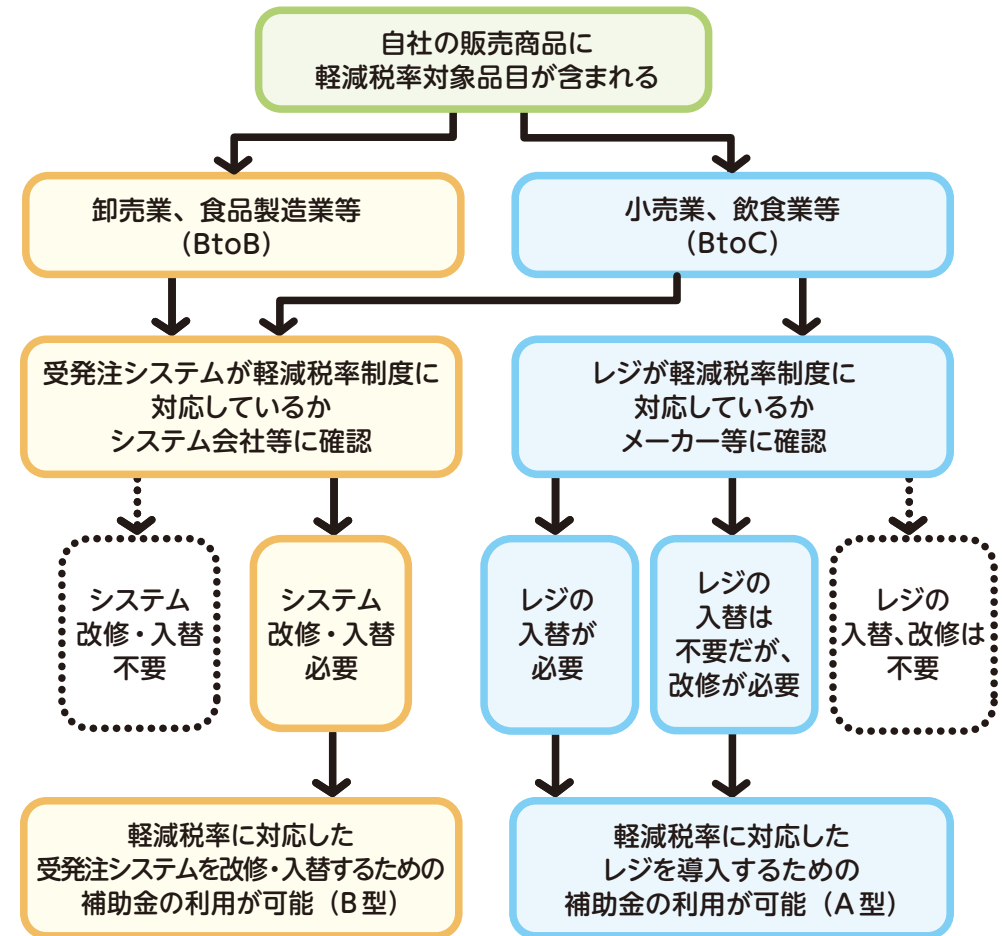
補助率：2/3

補助上限額：小売事業者等の発注システムの場合 1,000万円
卸売事業者等の受注システムの場合 150万円
発注システム・受注システム両方の場合 1,000万円

申請方法：
・軽減税率対策補助金事務局が指定したシステムベンダー等が「代理申請」を行います(システムベンダー等が行うシステム改修・入替の場合は事前に申請が必要です)。
・ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを事業者自ら導入する場合は、導入後の申請(事後申請)となります。
・締切等の詳細については、10ページ下「軽減税率対策補助金に関する問合せ」に記載しているホームページをご覧ください。

補助金を利用するための確認フローチャート

軽減税率制度に対応したレジの導入や受発注システムの改修・入替が必要な場合は、国の補助金制度をご利用いただけます。まずは、フローチャートでどの補助金を利用できるのかを確認しましょう。



軽減税率対策補助金に関する問合せ

軽減税率対策補助金事務局
TEL : 0570-081-222 URL : <http://kzt-hojo.jp>

売上や仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者のために、売上で3種類、仕入で2種類の税額計算の特例が設けられます。また、税額計算の特例以外にも軽減税率制度への対応のために、設備投資などの際に活用できる税制措置があります。※詳細については、税理士または税務署にお問い合わせください。

売上税額の計算の特例

売上を税率ごとに区分することが困難な事業者は、売上の一定割合を軽減税率対象の売上とみなして税額を計算することができる特例があります。

(選択可能期間)

- (A) 課税売上高5,000万円以下の中小事業者：
平成31年10月1日から4年間(平成35年9月30日まで)
(B) 上記以外の事業者：なし



仕入税額の計算の特例

仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者は、仕入の一定割合を軽減税率対象の仕入とみなして税額を計算することができる特例があります。

(選択可能期間)

- (A) 課税売上高5,000万円以下の中小事業者：
平成31年10月1日から1年間(平成32年9月30日まで)
(B) 上記以外の事業者：なし



対象者	① 仕入を区分できる卸売・小売事業者	② ①以外の事業者	③ ①②の計算が困難な事業者
軽減税率売上割合の計算方法	軽減税率対象品目の仕入額	通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額	50
	仕入総額	通常の連続する10営業日の売上総額	100
考え方	仕入額の軽減税率対象割合を売上に当てはめる	10日間の軽減税率対象商品の売上割合から年間実績を推計	売上の50%を軽減税率対象と推計

対象者	① 売上を区分できる卸売・小売事業者	② ①の計算が困難な事業者
軽減税率仕入割合の計算方法	軽減税率対象品目の売上額	簡易課税制度、または準じた方法の適用を受けられる
	売上総額	
考え方	売上額の軽減税率対象割合を仕入に当てはめる	課税期間中に簡易課税制度を選択可能

【設備投資を支援する税制】

上記の税額計算の特例以外にも商業・サービス業・農林水産業活性化税制や中小企業投資促進税制など、設備投資などをした際に活用可能な税制措置があります。軽減税率対応のために設備投資を行った場合にも利用可能です。

税額計算の特例、その他税制措置に関する相談窓口

税額計算の特例

国税庁軽減税率電話相談センター
お近くの税務署にお問い合わせください。
税務署の電話番号等は国税庁ホームページから確認できます。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

その他税制措置

日本税理士会連合会
お近くの税理士にお問い合わせください。
税理士の検索は以下から可能です。
<http://www.nichizeiren.or.jp/>

価格転嫁をサポートする4つの特別措置

消費税率の引上げ分の円滑かつ適正な転嫁を目的に、平成25年10月1日から消費税率引上げに伴う価格転嫁対策特別措置法（特措法）が施行されています。10%への引上げ時にも転嫁対策に活用しましょう。なお、特措法の期限は、10%への引上げ時から1年半後の平成33年3月31日までとなっています。

1 消費税率の引上げ後も、おたくに支払う税込の販売代金は据え置きますよ

消費税率の転嫁拒否等の行為（減額、買ったたき等）を禁止！

2 消費税率を値引きする等の宣伝や広告を禁止！

消費税率は転嫁しません

消費税率上昇分値引きします

消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します

3 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜価格の強調表示」が可能！

〈外税表示〉
10,000円+税

表示している価格が税込価格であると誤認されないための措置が必要

〈税抜価格の強調表示〉
10,000円
(税込11,000円)

税込価格を明瞭に表示することが必要

4 中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や表示方法の統一（表示カルテル）が可能！

転嫁カルテル

各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せしましょう

表示カルテル

個々の値札に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示しましょう

※事前届出が必要

消費税の転嫁拒否等の行為に注意！

特定事業者（買い手）が特定供給事業者（売り手）から受ける商品または役務の提供に関し、消費税の転嫁拒否等の行為をすることは禁止されています。

禁止される転嫁拒否等の行為の4類型

- 減額または買ったたき
- 商品購入、役務利用または利益提供の要請
- 本体価格（税抜価格）での交渉の拒否
- 報復行為

10%への引上げに際し、特定供給事業者は、特に、「買ったたき」（商品または役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為）に注意しましょう（4類型の中でもっとも勧告指導件数が多いものです）。軽減税率対象商品に便乗して、それ以外の商品についても8%に据え置くことを要求してくる可能性もあります。

この商品についても、飲食料品と一緒に買うんだから8%のままにしてよね。

勝手な理屈で8%に据え置かれても困りますよ。

消費税分を値引きする等の宣伝や広告に注意！

事業者は、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されています。10%への引上げに際しても、軽減税率に関連した次のような表示をしないように注意しましょう。

消費税率は、テイクアウトと同じ8%に値引きしますよ。

消費税率は、8%に値引きしています。

消費者に消費税を負担していないかのような誤認を与える表示は禁止されています。

軽減税率対象商品（8%）にも関わらず、あたかも10%から割り引いて8%にしているかのような表現は誤認を与えます。

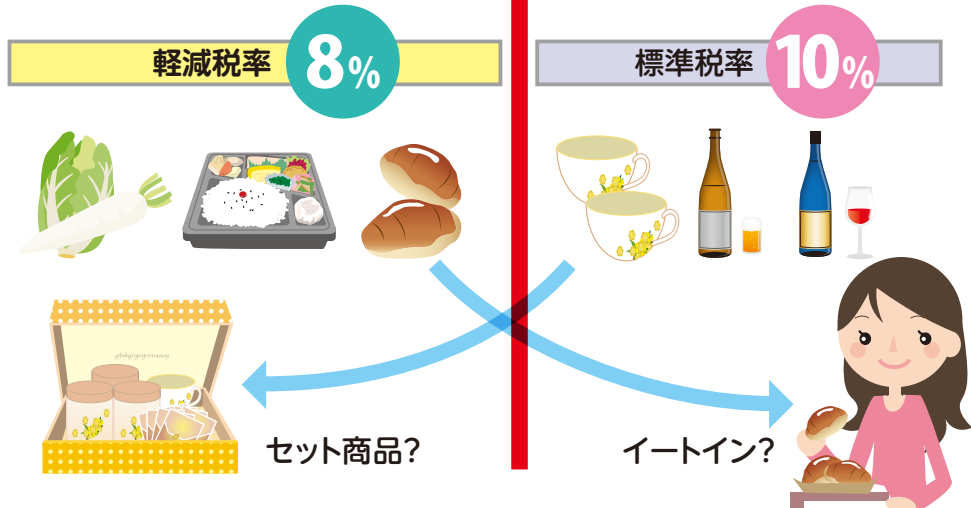
飲食店

食品スーパー

価格表示の変更が必要かどうかを早めに確認!

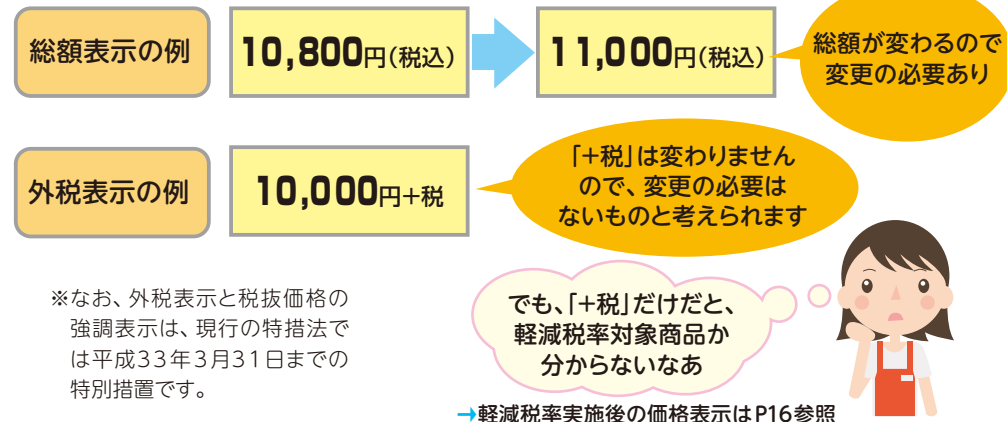
10%への引上げ時に価格表示の変更が必要かどうかを判断するために、まずは、自社の商品が8%なのか、10%なのかを区別することから始めましょう。

その商品は8%? 10%?



標準税率 10%の商品について

税率の引上げに伴って価格表示の変更が必要かどうかを検討しましょう。それぞれの事業者が採用している表示方法(総額表示、外税表示、税抜価格の強調表示)によって、価格表示の変更が必要かどうか異なります。



→軽減税率実施後の価格表示はP16参照

価格表示はわかりやすく!

同じ商品でも店内飲食と持ち帰りで税率が異なったり、似たような商品であっても税率が異なる場合があります。お客さまにとってわかりやすい表示をするように心がけることが重要です。

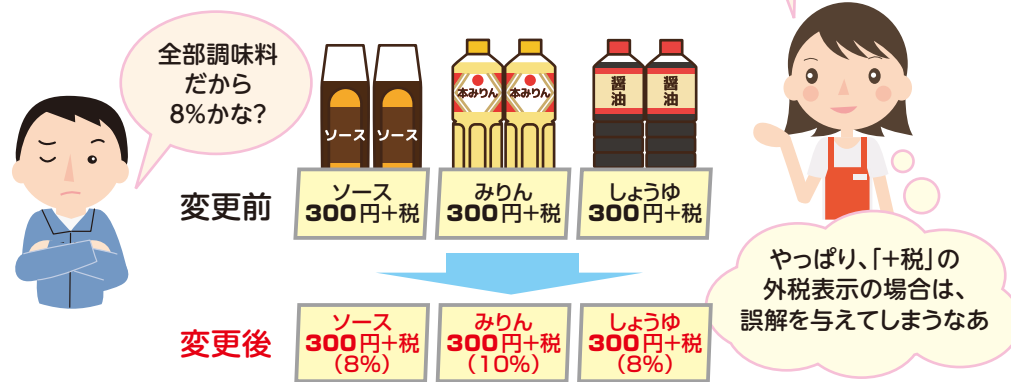
同じ商品でも、8%の時と10%の時がある場合

お客さまの買い方(お持ち帰りとイートイン)、店側の売り方(単品とセット商品)によって、同じ商品が8%と10%のいずれにもなる場合があります。この場合もお客さまが混乱しないように、どちらの税率なのかをわかるように工夫しましょう。



軽減税率8%の商品がお店に混在する場合

例えば、「300円+税」のような外税表示の場合、お客さまがどちらの税率なのかをわからなければ、消費税額を判断することができません。価格表示、店内掲示、陳列などで、どちらの税率なのかをわかるように工夫しましょう。



消費税率の引上げに伴い、納税額の増加が予想されます。納税時の資金繰りに困らない ためにも、納税資金を確保しましょう。

【消費税率引上げにより納税額が増加します!】

- 消費税率 10%への引上げにより、8%時と比べ納税額は 1.25 倍に増加します
- 資金繰りにはより一層の注意が必要です

【消費税の滞納は経営に大きな影響を与えます!】

- 延滞税の発生により、さらなる資金繰りの悪化を招きます
- 納税証明書が出ないため金融機関からの借入が困難になります
- 取引先を含め、社会的信用を失う恐れがあります

〈売上2,000、仕入 1,000の場合〉

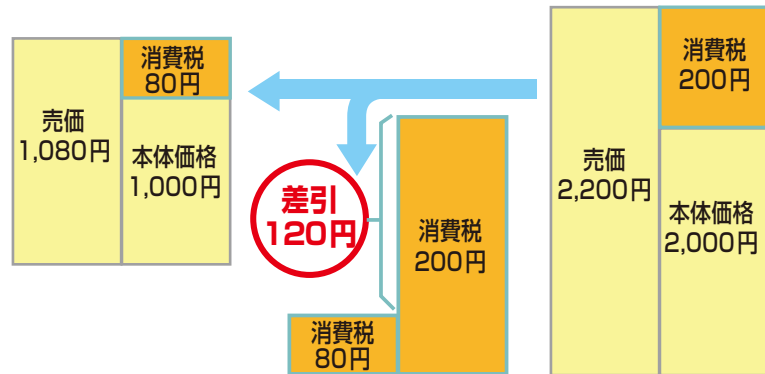
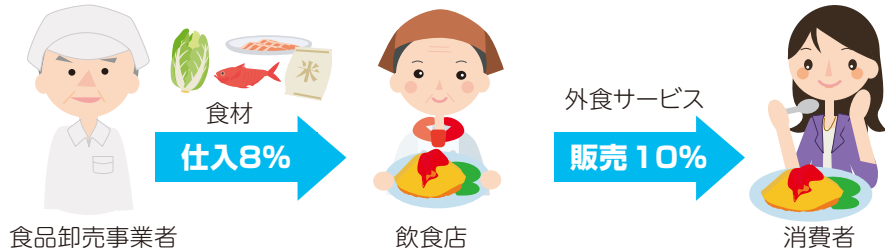


軽減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者の資金繰り

軽減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者は、仕入時と販売時の税率が異なりますので、日々の資金繰りや納税額に特に注意が必要です。

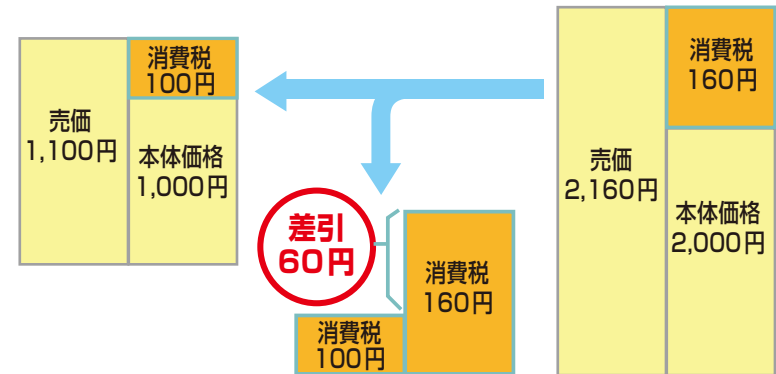
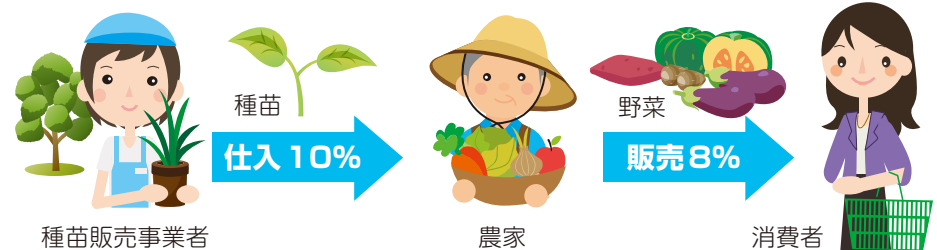
① 飲食店など8%で仕入れて10%で販売する事業者の場合

消費者から預かる消費税額が多く、日々の資金繰りには余裕が出るが、納税額は多くなる。



② 農家など10%で仕入れて8%で販売する事業者の場合

仕入先へ支払う消費税額が多く、日々の資金繰りは厳しくなるが、納税額は少なくなる。



Check List

消費税軽減税率対策 チェックリスト



Step 1 自社の商品が軽減税率の対象となるか確認しましょう

- 軽減税率制度の自社への影響を把握しましたか? →P.1
- 軽減税率の対象品目を理解しましたか? →P.3
- 外食等の定義を理解しましたか? →P.4

Step 2 軽減税率制度実施により変更となる事務を確認しましょう

- 仕入・支払の際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか? →P.5
- 販売の際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか? →P.6
- 記帳時における税率の区分経理や従業員教育が必要であることを確認しましたか? →P.5
- 区分記載請求書の様式と実施時期を確認しましたか? →P.7
- 適格請求書(インボイス)の様式と実施時期を確認しましたか? →P.7
- 適格請求書(インボイス)実施時の免税事業者からの仕入について確認しましたか? →P.8

Step 3 軽減税率制度実施に向けた国の支援策を確認しましょう

- レジや受発注システムの補助金の内容を確認しましたか? →P.9
- 売上や仕入における税額計算の特例があることを確認しましたか? →P.11

Step 4 消費税率引上げに伴う価格転嫁対策を確認しましょう

- 転嫁拒否となる行為について理解しましたか? →P.14
- 消費税分を値引きする等の宣伝や広告はしていませんか? →P.14
- お客さまに誤解されない値札の表示方法を検討しましたか? →P.15

Step 5 消費税率引上げに伴う資金繰りに注意しましょう

- 消費税率引上げ後の日々の資金繰りや納税額の増加に注意が必要なことを理解しましたか? →P.17



memo

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

お問い合わせ先一覧

各地商工会議所「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」

消費税軽減税率対策や、価格転嫁対策に関する国の施策をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応いたします。
最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます。

商工会議所

検索

<http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>



ご相談内容	窓口	連絡先
軽減税率制度 (対象品目・税額の 計算方法など)	国税庁 電話相談窓口	お近くの税務署にお問い合わせください。 税務署の電話番号等は、国税庁のホームページから確認いただけます。 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp
中小・小規模の小売 事業者等に対する レジの導入・システム 改修等に係る補助金	軽減税率対策 補助金事務局	専用ダイヤル：0570-081-222 軽減税率対策補助金事務局ホームページ http://kzt-hojo.jp
軽減税率対策に係る 設備投資へのご融資	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融 公庫	日本政策金融公庫(事業資金相談ダイヤル)： 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫： 098-941-1795
消費税転嫁対策等に 関する相談	内閣府 消費税価格転嫁等 総合相談センター	専用ダイヤル：0570-200-123
軽減税率実施に伴う 税に関する相談	日本税理士会連合会	お近くの税理士会へお問い合わせください。
その他 中小企業支援施策全般	中小企業庁 相談室	電話相談：03-3501-4667

改訂版 中小企業のための消費税軽減税率対策

発行日：2016年4月 初版

2016年12月 改訂

発行：日本商工会議所 中小企業振興部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1

<http://www.jcci.or.jp>

本書は、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、本書に基づく事業展開等で不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。